

○台風第21号で被災を受けられた方への福祉資金（貸付制度）について
 災害により一時的に生活に困った時、貸付制度があります。

【福祉資金】

この貸付制度は、市内に居住（居住地と住民票が一致すること）する低所得者世帯（生活保護基準額以上の収入があり生活保護基準額の1.8倍以内の世帯）に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。

資金用途	添付書類	貸付限度額	据置期間	償還期間
<u>災害を受けたことにより自立のため臨時に必要となる経費</u> ※火災保険、見舞金等で対応できるものや損害を賠償する目的のものは対象外	官公署が発行する「り災証明書」、購入する日常家財道具などの経費がわかる見積書、購入品目カタログ・パンフレット、転宅先となる賃貸物件の見積書など	150万円	6ヶ月	7年以内 (84回)

【緊急小口資金】

この貸付制度は、市内に居住（居住地と住民票が一致すること）する低所得者世帯（生活保護基準額以上の収入があり生活保護基準額の1.8倍以内の世帯）の生活困窮世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業等との連携により、当面の課題の解決と世帯の自立の支援を図ることを目的とするものです。

資金用途	添付書類	貸付限度額	据置期間	償還期間
<u>火災等被災によって生活費が必要な時の経費</u>	官公署が発行するり災証明書又は被災証明書の写しなど被災したことがわかる書類	10万円	2ヶ月以内	12ヶ月以内

※申請には条件や必要書類がありますので、必ず電話にて事前にご確認ください。
※貸付決定には大阪府社会福祉協議会の審査があり、ご希望に添えない場合もございます。

【問合せ先】 東大阪市社会福祉協議会 ボランティア市民活動センター
 【受付時間】 平日の9:00～16:30
 【電話番号】 06-6789-7201